

保護者の皆様

学校保健安全法第19条により、インフルエンザに罹患した際は出席停止となります。

「発症後5日かつ解熱後2日」を経過(治癒)し登校する際は、改めて「治癒したかどうか」医師の診断を受ける必要はありませんが、診察時に医師に発症日の確認を必ず行い、以下の「治癒報告書」を記入の上、「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」を添付して、保健室に提出して下さい。保健室にて治癒が確認された後、「欠席届」を学生課教務係へ提出して下さい。

徳山高専学生課

年 月 日

インフルエンザ治癒報告書

学生所属 (工学科 年 組 番号)
 学生氏名 ()
 保護者等確認欄 (自署)

インフルエンザが治癒したことを報告します。

1. 発症日 年 月 日 (医師に必ず確認すること)

インフルエンザ(A型 ・ B型 ・ 不明)

2. 受診した医療機関及び受診日

医療機関名() 受診日(年 月 日)

3. 治癒までの経過

体温℃								
日付								
	0日目 発症日	1日目 解熱	2日目	3日目 解熱	4日目 解熱	5日目	6日目 登校日①	7日目 登校日②

登校日① 0～3日目までに解熱した場合の登校日 (※解熱はいずれも解熱剤を服用せずに平熱になった状態を指す)

登校日② 4日目に解熱した場合の登校日 ※解熱が遅れた場合は繰り下がります

※気になる症状などがある場合は医療機関を受診されてください。

※「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」を添付して保健室に提出し、「欠席届」を学生課教務係へ提出してください。

※「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」
をのり付け